平成２６年（フ）第１９７２号
札幌市東区北31条東19丁目３番12号　アットマークアパート101号
債務者　正井　稔洋
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１号
青森県十和田市大字相坂字高清水78番地997
債務者　村松スエミ
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第６２号
青森県十和田市大字相坂字高清水78番地997
債務者　村松　敏夫
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第６９号
青森県三沢市松園町３丁目２番21号
債務者　堀川　　修
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第７２号
福島県会津若松市西年貢１丁目２番36号　第一サムタイムレジデンス202号、前住所福島県喜多方市岩月町橿野字舘野2027番地１　市営下台団地２号棟231号
債務者　佐藤　美幸
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
群馬県安中市原市1575番地　雲雀団地56―２棟Ｅ―10
債務者　佐藤しづ江
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２１２号
群馬県高崎市新町720番地17
債務者　川上　英治
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３７８２号
大阪市福島区吉野５丁目２番４―204号
債務者　横井　智成
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３２５号
大阪市東住吉区中野４丁目12番29―201号清川ビル、前住所大阪市平野区喜連１丁目４番46号
債務者　田中美千子（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５６５号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目11番32―1102号、前住所京都府亀岡市東別院町小泉小曽７番地42
債務者　田代　初見
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６３５号
大阪府東大阪市花園西町２丁目８番６号　花園コーポラス203号
債務者　齋藤　陽一
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７５１号
大阪市淀川区加島４丁目３番14号
債務者　本田富美子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８６２号
大阪府東大阪市吉田３丁目２番14号
債務者　亀井　俊夫
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８６６号
大阪市鶴見区諸口１丁目８番13―406号
債務者　齋藤　智美
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０号
秋田県横手市旭川３丁目５番30号　モール旭川Ｃ101
債務者　松田かすみ
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第３０９号
愛知県岡崎市藤川台２丁目３番22号
債務者　生田　　圭
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５２２号
埼玉県所沢市北所沢町2269番地の28　ハイツメガロン301
債務者　川原　義弘
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで　さいたま地方裁判所川越支部